平成２４年（フ）第２５６７号
名古屋市北区金城２丁目５番６号　藤和シティコープ名城公園北501号、従前の住所名古屋市千種区池下１丁目６番６号　ナビオ池下２Ａ号
債務者　深谷　綾子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１号
島根県鹿足郡吉賀町六日市270番地１
債務者　吉川　和枝
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２５年（フ）第７４４号
東京都西東京市泉町１丁目９番10号ラーク泉203号
債務者　垣内　勝男
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月21日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４７９号
静岡市駿河区西島838番地の１
債務者　滝川亜早美
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月22日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４２号
釧路市春採６丁目１番26号　第５望洋ハイツ201
債務者　村上　珠実（旧姓府中・速水）
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１０１６９号
東京都墨田区亀沢１丁目17―12―203
債務者　松尾　美里
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１８０号
埼玉県川口市元郷３－６―18―103　八木方、住民票上の住所埼玉県川口市大字安行領根岸1294―７
債務者　大石真奈未
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２０１号
東京都江東区辰巳１丁目９―53―304
債務者　相沢　由美
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２０３号
東京都世田谷区池尻３丁目30―22
債務者　中村　泰子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２０４号
神奈川県横浜市緑区中山町320―２―501
債務者　石崎　朋恵（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２０５号
神奈川県相模原市南区相南４丁目11―20―102
債務者　八幡　直人（旧姓石野田）
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２４１号
東京都葛飾区金町３丁目15―４
債務者　松本　厚仁
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２４８号
千葉県流山市大字中野久木572―18
債務者　大崎千津子（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２８３号
東京都足立区西新井本町４丁目18―Ａ３―208
債務者　大浦　雅之
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２９９号
東京都小平市津田町３丁目35―28
債務者　中村　清和
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部